

令和5年6月30日

各管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

グループホーム実態調査への御協力について（依頼）

日頃から本県の障がい福祉施策に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、この度、グループホームの管理者様を対象に、グループホームの実情や課題を的確に把握させていただくため、別紙のとおり実態調査を実施することになりました。

皆様方には、御多忙のところと存じますが、御協力をお願いいたします。

グループホーム実態調査はこちらから → [URL https://www.kanafuku.jp/jittai/](https://www.kanafuku.jp/jittai/)

問合せ先

監査グループ 青木、南部

電話 045-210-4736

メール shousa.kansa@pref.kanagawa.lg.jp

1 経緯

障がい者の地域生活を支えるグループホームについては、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけて以降、入所施設や精神科病院等からの地域生活移行を推進するために整備を進めてきたところであり、令和3年2月時点で、全国では、約14万人が利用しています。

障がい者の重度化・高齢化が進む中、グループホームにおける重度障がい者の受入体制の整備が課題とされ、平成30年度報酬改定において、新たに重度障がい者に対応する日中サービス支援型グループホームが創設されています。

他方、グループホームの利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する方がおり、その方々への対応として、平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして、入所施設やグループホーム等から退居した一人暮らしの障がい者等の地域生活を支援する自立生活援助が創設されました。

しかしながら、自立生活援助のサービスを行う事業所は、全国的に少なく、県所管域においても、まだ6事業所と少ないことから、一定の支援があれば本人が希望する一人暮らし等の生活が可能な方であっても、グループホームに留まらざるを得ない状況があったり、障がい者の親亡き後を見据え、障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備についても一部地域での整備に留まっています。

障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念を踏まえ、障がい者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題となっています。

2 目的

本県では、令和5年4月1日に、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を施行し、障がい者の地域生活移行に向けた取組を進めておりますが、この目標を実現するためには、グループホームの充実を図ることが必要です。

本県のうち政令・中核市を除いた、県所管域においては、この数年間でグループホームの事業所数が、160事業所から330事業所に倍増し、特に日中サービス支援型の事業所の設置が増えている実態があります。

その一方で、グループホームについては、本県でも、障害福祉サービスの実績や経験がない事業者の参入も見受けられ、近年は、障がい特性等を踏まえた適切な支援がなされていないといった支援の質の低下も懸念されています。

そこで、この度、グループホームについての実態調査を行い、その運営状況や課題を的確に把握し、今後のグループホームに関する指導や施策に繋げていきたいと考えております。

管理者の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、御協力をお願いします。